

環 保 第 2310 号

平成 22 年 3 月 5 日

大阪府知事 橋下 徹 様

大阪府知事 橋下 徹

東部大阪都市計画都市高速鉄道京阪電気鉄道京阪本線(寝屋川市・枚方市)に係る
環境影響評価方法書に対する環境の保全の見地からの意見(申述)

平成 21 年 10 月 19 日付けで提出のあった標記方法書について、環境の保全の見地から検討した結果、方法書の記載内容は環境影響評価を行う方法として概ね妥当と考えられますが、より一層、環境の保全に配慮した事業計画となるようにという視点も加え、大阪府環境影響評価条例施行規則第 66 条第 1 項において準用する大阪府環境影響評価条例第 10 条第 1 項の規定により、別紙のとおり意見を申し述べます。

都市計画決定権者においては、本意見を勘案し、より環境に配慮した都市計画となるようその具体化を図るとともに、適切に環境影響評価を実施してください。

大気質

- (1) 予測時期を建設工事最盛時としているが、工事区域、年度ごとの建設機械及び工事関連車両の稼働台数を踏まえ、関連事業も含めて影響が最大となる時期を適切に設定すること。

水質

- (1) 供用後の雨水排水について、想定する雨量、地盤に浸透させる量、貯留する量、下水道に排水する量の算定結果を踏まえた処理内容を検討し、準備書に記載すること。
- (2) 工事中の排水については、工事排水及び地盤に浸透しきれない雨水排水の処理方法や、大雨時の裸地からの濁水の流出防止等について具体的に環境保全対策を検討し、その結果を準備書に記載すること。

騒音・振動・低周波音

- (1) 騒音、振動、低周波音の予測結果や、軌道の構造及び沿線の保全すべき対象の状況を踏まえ、より具体的に環境保全対策を検討し、評価に反映するとともに、その結果を準備書に記載すること。

日照障害

- (1) 本事業で建設される構造物が住宅に近接していることから、現状を適切に把握するため、必要に応じて現地踏査を行うこと。

景観

- (1) 対象事業実施区域の周辺地域においては、枚方宿など歴史的な景観の保全やまちなみの形成、「枚方八景」、「新寝屋川八景」の制定など、歴史的・文化的景観の保全や活用が図られていることを考慮して、「歴史的・文化的景観」を評価項目として選定すること。
- (2) 調査地点の選定に当たっては、枚方宿などの歴史的・文化的景観の分布状況も考慮し、眺望地点を適切に選定すること。
- (3) 対象事業実施区域の周辺地域において歴史的・文化的景観の保全や活用が図られていることや、駅舎の意匠が周辺地域のイメージアップ及び活性化につながることを考慮して、施設の意匠の検討においては、周辺地域の特性を踏まえた景観向上に努めること。

地球環境

- (1) 事業の実施に伴う CO₂ 排出量の変化について検討し、必要に応じて、「駅施設の利用」を施設の供用に伴う環境影響要因として追加し、「地球環境」を評価項目とすることを検討すること。